

令和5年度 岡山県立林野高等学校 部活動に係る活動方針

1 目 標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 主体的に行動する力、コミュニケーション力、チームに貢献する力を育てる。
- (3) スポーツや文化および科学等に親しみ、生涯にわたって充実した生活を築く力を身につける。

2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置している部活動について

- ① 運動部 陸上競技部・硬式野球部・サッカー部・バレーボール部・バスケットボール部
バドミントン部・ソフトテニス部・剣道部・卓球部
- ② 文化部 吹奏楽部・茶道部・琴部・天文気象部・美術部・書道部・演劇部
- ③ 同好会 軽音楽同好会・吉井川舟唄同好会

- (2) 休養日及び活動時間について

- ① 休養日

- ・ 休養日は平日1日以上、週休日等1日以上、週2日以上を原則とする。
- ・ 大会や練習試合等により、休養日が確保できない場合は代替りの休養日を確保する。

- ② 活動時間

- ・ 活動時間は平日2時間程度、週休日等4時間程度（練習試合や大会等を除く）を原則とする。週当たりの活動時間の上限は16時間程度とする。
- ・ 長期休業中は週休日に準ずる。
- ・ 生徒の下校時刻は、17:00とする。通常の授業日は顧問の監督の下に18:00まで活動を行うことができる。
- ・ 公式の大会等の前に限り、18:30まで延長することができる。この場合、「4. 生徒派遣伺書兼部活動延長届」を顧問が提出する。ただし、一試合ごとに6日までとする。
- ・ 練習試合等で終日活動する場合は、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。

- ③ その他

- ・ 定期考査発表後の定期考査期間中は部活動を行わない。ただし、定期考査終了2週間以内に公式の大会等を控えた部活動については、1時間程度の基礎練習を許可する。この場合、「5. 考査期間中の特別練習許可願」を顧問が提出する。
- ・ 長期休業中は、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

- (3) 大会参加、合宿等

- ・ 部活動として参加する公式の大会は、高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ・ 主催者が上記以外の大会に参加する場合や練習試合等は、目的等を明確にし、生徒・保護者の理解を得たうえで参加する。
- ・ 合宿は、あらかじめ合宿計画書を提出し、派遣委員会で審議し許可する。

3 その他

- (1) 部顧問会議について

- ・ 年度当初に部顧問会議を開き、部の規約、部費の管理等について確認を行う。

- (2) 部費の取扱について

- ・ 部費（徴収金）の管理は必ず通帳を作り厳重に行い、会計報告は年度末に詳細に行う。

- (3) 体罰・ハラスメント等の禁止について

- ・ 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。また、生徒に不快な思いをさせるなど、ハラスメントにつながる行動は決して許されないものであることを、自覚して指導を行う。

- (4) 保護者の理解と協力について

- ・ 顧問は指導に関する方針等を明確にして保護者に示し、保護者の理解と協力を得て部の指導を行う。